

日本はいつまで自立できない「商業捕鯨」を続けるのか？

日本は IWC (国際捕鯨委員会) を脱退し、商業捕鯨を再開したものの、産業としての自立が思うように進んでいない。商業捕鯨から 30 年以上遠ざかっていたこともあり、さまざまな課題が山積している。

捕鯨をすることによって、地球上の資源の食糧たんぱく質のバランスが保たれる。クジラは 1970 年代から保護されたことで増え続け、世界の人間が食べる魚の 3 倍から 5 倍、魚を消費している。こうした問題が果たしてどれくらい知られているだろうか。日本政府は科学データを世界に広く知らせ、捕鯨が地球全体の資源問題の解決につながることをアピールするべきではないか。こうした行動が商業捕鯨の自立には必要不可欠である。

ノルウェーとの比較: 持続可能な捕獲の枠組み

日本以外にも捕鯨をする国がある。中でもノルウェーは IWC に加盟しながら、商業捕鯨を可能にしている国である。

【参考3：他国における主な捕獲枠(2018年)】

		年間捕獲枠
アイスランド	ミンククジラ	217頭
	ナガスクジラ	161頭
ノルウェー	ミンククジラ	1,278頭
デンマーク (グリーンランド)	ミンククジラ	176頭
米国	ホッキョククジラ	51頭
ロシア	コククジラ	120頭

データ：IWC等

ノルウェーは、IWC の厳しい計算式 RMP (あらゆる環境面で負の条件のみを想定し、かけあわせた計算式) を使って捕獲枠を定めているのは他国と同じである。しかし、いくつかの段階のうち、一番段階がゆるい数式を採用し 1200 頭以上を国として許可している。年間 1,000 頭だろうが、200 頭だろうが、上限を越えなければ、ある程度、民間企業が、自由に捕獲頭数の決定できる裁量がある。

【令和7年の捕獲枠】(水産庁資料)

日本の現状はどうだろうか。IWC を脱退し商業捕鯨が始まったにもかかわらず、IWC の計算式を採用している。しかも、一番厳しい計算式(魚に置き換えると一匹も獲れない数式)を基準にしている。

大型鯨類のTAC(漁獲可能量)配分及び小型鯨類の捕獲枠

大型鯨類のTAC配分数量: 令和7管理年度(令和7年1月1日~12月31日)

鯨種	推定資源量 ※1	捕獲可能量 ※2	漁獲可能量 (TAC)	TAC 当初配分数量		水産庁 留保分	混獲数 ※3	【参考】令和6年			
				母船	基地			TAC 当初配分数量	水産庁 留保分	混獲数	捕獲実績
ミンククジラ	20,961頭	167頭	144頭	基地 144頭	0頭	0頭	23頭	母船 0頭 基地 142頭	0頭	25頭	母船 0頭 基地 87頭
ニタリクジラ	16,518頭	154頭	153頭	母船 113頭 基地 0頭	0頭	40頭	1頭	母船 150頭	37頭	0頭	母船 175頭※4 基地 4頭※4
イワシクジラ	15,455頭	56頭	56頭	母船 56頭	0頭	0頭	0頭	母船 25頭	0頭	0頭	母船 25頭
ナガスクジラ	19,299頭	60頭	60頭	母船 60頭	0頭	0頭	0頭	母船 59頭	0頭	1頭	母船 30頭

※1: ミンククジラ: オホーツク海・北西太平洋系群(0系群)が生息する北西太平洋海域における推定資源量
ニタリクジラ: 東経130~180度の推定資源量
イワシクジラ: 東経170度以西、北緯35度以北の推定資源量
ナガスクジラ: 北西太平洋系群の推定資源量

※2: 捕獲可能量はIWCで採択された算出方法により算出。
※3: 定置網による混獲数を捕獲可能量から差し引いている。
※4: 漁期中に、水産庁留保分から母船式捕鯨業(25頭)及び基地式捕鯨業(12頭)への配分。

民間企業に裁量の余地がない。そもそも商業捕鯨が始まっても、南氷洋では捕鯨ができない。理由は、IWC を脱退したため、南氷洋での捕鯨の権利を失ったからである。国が定めた沿岸でしか捕鯨ができないのである。

持続可能な捕鯨への道筋

今後の日本の捕鯨をどうすべきか。大きく分けて南氷洋か沿岸か、2つの方法が考えられる。

1. 資源が豊富な南氷洋での捕鯨を可能にする

そのためには、IWC に再加盟し、3/4 の賛成を得る必要がある。しかし、これまで科学委員会がクジラ資源の回復を示すデータを提示しても、科学的根拠が無視される歴史があった。IWC の意思決定は各国代表団による多数決で行われる。多数の賛成を得るには、国際会議の場にとどまらず広く世界の世論を動かす努力が不可欠である。

現在、日本は南氷洋での目視調査のためだけに多額な税金を使って出航している。日本は「国際社会のために貢献している」と主張しているが、その調査結果は国際会議に反映されていない。調査は海洋生物資源管理に必要なだが、信憑性や負担金の分散といった観点から、他国も巻き込む必要がある。今の延長で科学データを提供し続けても、南氷洋での捕鯨が許可される見込みは、薄い。

1972年に国連で日本の捕鯨が議題に上がって以来、半世紀以上も難航している南氷洋での商業捕鯨。デッドラインを設定し、明確なゴールプランと実行が必要である。

2. 200海里内での操業に特化する

IWCに戻らず、200海里(排他的経済水域 EEZ 内)での捕鯨に限定する。200海里は、1970年に制定された狭い範囲である。捕獲枠はIWCの計算式にならわずに、クジラの増加率に近づける必要がある。そうすることによって、クジラ資源が「元本割れ」せずに持続的な利用が可能となるからだ。しかし、今は別の問題もある。クジラは寒冷な環境を好む。捕獲枠を上げても地球温暖化の影響で日本沿岸での捕獲がさらに困難になってきていると、捕鯨業者が悲鳴をあげている。

具体的な方策と国民への説明責任

見込みのないまま国税を使い続けるのは、国民に対して無責任ではないだろうか。

日本は、

- IWC 再加盟の可能性、南氷洋での捕鯨をどうするのか明確にする
- 持続可能な捕鯨を条約とする **IWC を「条約違反」とし国際裁判を起こす**
- 反捕鯨プロパガンダへの対策を講じる

など、具体的な計画を立てる必要がある。日本はいつまで採算のとれる見込みが立たない「商業捕鯨」を続けるのか、政策アクションに期日が必要である。